令　和　４　年

西条市議会第３回６月定例会提出議案書

西　　条　　市

目　　次

議案第３９号　西条市税条例の一部を改正する条例の専決処分について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
議案第４０号　令和４年度西条市一般会計補正予算（第１回）について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　別冊
議案第４１号　令和４年度西条市一般会計補正予算（第２回）について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　〃
議案第４２号　令和４年度西条市国民健康保険特別会計補正予算（第１回）について　・・・・・・・・・・・・・・・・・　〃
議案第４３号　令和４年度西条市介護保険特別会計補正予算（第１回）について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　〃
議案第４４号　工事請負契約の締結について　・・・・・・・・・・・・・　１３
議案第４５号　西条市東予総合福祉センター、西条市丹原福祉センター及び西条市小松地域福祉センターの指定管理者の指定の施設の変更について　・・・・・・・・　１７
議案第４６号　土地改良事業の施行について　・・・・・・・・・・・・・　２１
議案第４７号　特定事業契約の一部変更について　・・・・・・・・・・・　２５
議案第４８号　西条市畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行条例について　・・・・・・・・・・・・・・・・・　２９
議案第４９号　西条市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について　・・・・・・・・・・　３３
議案第５０号　西条市税条例等の一部を改正する条例について　・・・　４１
議案第５１号　西条市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６１
議案第５２号　西条市公共施設使用料減免条例の一部を改正する条例について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８１
議案第５３号　西条市福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について　・・・・・・・・・・・・・・・・・　８５
議案第５４号　西条市保健センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について　・・・・・・・・・・・・・・・・・　９１
報告第　３　号　令和３年度西条市繰越明許費繰越計算書について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９５
報告第　４　号　令和３年度西条市水道事業会計予算繰越計算書

について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０１
報告第　５　号　令和３年度西条市病院事業会計予算繰越計算書
について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０５
報告第　６　号　令和３年度西条市公共下水道事業会計継続費繰
越計算書について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０９
報告第　７　号　令和３年度西条市公共下水道事業会計予算繰越
計算書について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１３
報告第　８　号　西条市土地開発公社の経営状況について　・・・・・・１１７
報告第　９　号　公益財団法人佐伯記念育英会の経営状況につい
て　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１９
報告第１０号　株式会社西条産業情報支援センターの経営状況
について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２１
報告第１１号　株式会社ソラヤマいしづちの経営状況について　・・・１２３
報告第１２号　権利の放棄について　・・・・・・・・・・・・・・・・１２５
報告第１３号　権利の放棄について　・・・・・・・・・・・・・・・・１２９
報告第１４号　権利の放棄について　・・・・・・・・・・・・・・・・１３３
報告第１５号　権利の放棄について　・・・・・・・・・・・・・・・・１３７

議案第３９号

西条市税条例の一部を改正する条例の専決処分について

西条市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和４年６月７日提出

西条市長　　玉　井　敏　久

専決第２号

専決処分書

西条市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和４年３月３１日

西条市長　　玉　井　敏　久

西条市税条例の一部を改正する条例

西条市税条例（平成１６年西条市条例第５１号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（法人の市民税の申告納付） 第４８条　（略） ２～１６　（略） １７　法第３２１条の８第６２項に規定する特定法人である内国法人は、第１項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第６２項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第１９項において「申告書記載事項」という。）を、法第７６２条第１号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第１９項において「機構」という。）を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。 １８～２２　（略） ２３　第２０項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第３２１条の８第７１項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第２０項前段の期間内に行う第１７項の申告については、第２０項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の	（法人の市民税の申告納付） 第４８条　（略） ２～１６　（略） １７　法第３２１条の８第６０項に規定する特定法人である内国法人は、第１項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第６０項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第１９項において「申告書記載事項」という。）を、法第７６２条第１号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第１９項において「機構」という。）を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。 １８～２２　（略） ２３　第２０項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第３２１条の８第６９項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第２０項前段の期間内に行う第１７項の申告については、第２０項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の

承認を受けたときは、この限りでない。

２４　（略）

附　則

（納期限の延長に係る延滞金の特例）

第４条　当分の間、日本銀行法（平成９年法律第８９号）第１５条第１項（第１号に係る部分に限る。）の規定により定められる商業手形の基準割引率が年５．５パーセントを超えて定められる日からその後年５．５パーセント以下に定められる日の前日までの期間（当該期間内に前条第２項の規定により第５２条第１項に規定する延滞金の割合を前条第２項に規定する加算した割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。）内（法人税法第７５条の２第１項（同法第１４４条の８において準用する場合を含む。）の規定により延長された法第３２１条の８第１項に規定する申告書の提出期限が当該年５．５パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第５２条の規定による延滞金にあっては、当該年５．５パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内）は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第５２条第１項＿＿＿＿＿に規定する延滞金の年７．３パーセントの割合は、これらの規定及び前条第２項の規定にかかわら

承認を受けたときは、この限りでない。

２４　（略）

附　則

（納期限の延長に係る延滞金の特例）

第４条　当分の間、日本銀行法（平成９年法律第８９号）第１５条第１項（第１号に係る部分に限る。）の規定により定められる商業手形の基準割引率が年５．５パーセントを超えて定められる日からその後年５．５パーセント以下に定められる日の前日までの期間（当該期間内に前条第２項の規定により第５２条第１項に規定する延滞金の割合を前条第２項に規定する加算した割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。）内（法人税法第７５条の２第１項（同法第１４４条の８において準用する場合を含む。）の規定により延長された法第３２１条の８第１項に規定する申告書の提出期限が当該年５．５パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第５２条の規定による延滞金にあっては、当該年５．５パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内）は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第５２条第１項及び第４項に規定する延滞金の年７．３パーセントの割合は、これらの規定及び前条第２項の規定にかかわら

ず、当該年７．３パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年５．５パーセントの割合を超える部分の割合を年０．２５パーセントの割合で除して得た数を年０．７３パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合（当該合計した割合が年１２．７７５パーセントの割合を超える場合には、年１２．７７５パーセントの割合）とする。	ず、当該年７．３パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年５．５パーセントの割合を超える部分の割合を年０．２５パーセントの割合で除して得た数を年０．７３パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合（当該合計した割合が年１２．７７５パーセントの割合を超える場合には、年１２．７７５パーセントの割合）とする。
２　（略）	２　（略）
（法附則第１５条第２項第１号等の条例で定める割合）	（法附則第１５条第２項第１号等の条例で定める割合）
第１０条の２　（略）	第１０条の２　（略）
２　（略）	２　（略）
３　法附則第１５条第１５項に規定する市町村の条例で定める割合は５分の３（都市再生特別措置法（平成１４年法律第２２号）第２条第５項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第１５条第１５項に規定する市町村の条例で定める割合は２分の１）とする。	３　法附則第１５条第１６項に規定する市町村の条例で定める割合は５分の３（都市再生特別措置法（平成１４年法律第２２号）第２条第５項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第１５条第１６項に規定する市町村の条例で定める割合は２分の１）とする。
４　法附則第１５条第２２項に規定する市町村の条例で定める割合は２分の１とする。	４　法附則第１５条第２３項に規定する市町村の条例で定める割合は２分の１とする。
５　法附則第１５条第２３項第１号に規定する市町村の条例で定める割合は３分の２とする。	５　法附則第１５条第２４項第１号に規定する市町村の条例で定める割合は３分の２とする。
６　法附則第１５条第２３項第２号に規定する市町村の条例で定める割合は２分の１とする。	６　法附則第１５条第２４項第２号に規定する市町村の条例で定める割合は２分の１とする。
７　法附則第１５条第２３項第３号に規	７　法附則第１５条第２４項第３号に規

定する市町村の条例で定める割合は２分の１とする。	定する市町村の条例で定める割合は２分の１とする。
８　法附則第１５条第２４項第１号に規定する市町村の条例で定める割合は３分の２とする。	８　法附則第１５条第２５項第１号に規定する市町村の条例で定める割合は３分の２とする。
９　法附則第１５条第２４項第２号に規定する市町村の条例で定める割合は２分の１とする。	９　法附則第１５条第２５項第２号に規定する市町村の条例で定める割合は２分の１とする。
１０　法附則第１５条第２６項第１号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は３分の２とする。	１０　法附則第１５条第２７項第１号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は３分の２とする。
１１　法附則第１５条第２６項第１号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は３分の２とする。	１１　法附則第１５条第２７項第１号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は３分の２とする。
１２　法附則第１５条第２６項第１号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は３分の２とする。	１２　法附則第１５条第２７項第１号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は３分の２とする。
１３　法附則第１５条第２６項第１号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は３分の２とする。	１３　法附則第１５条第２７項第１号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は３分の２とする。
１４　法附則第１５条第２６項第２号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は４分の３とする。	１４　法附則第１５条第２７項第２号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は４分の３とする。
１５　法附則第１５条第２６項第２号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は４分の３とする。	１５　法附則第１５条第２７項第２号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は４分の３とする。
１６　法附則第１５条第２６項第２号ハに規定する設備について同号に規定す	１６　法附則第１５条第２７項第２号ハに規定する設備について同号に規定す

る市町村の条例で定める割合は４分の３とする。	る市町村の条例で定める割合は４分の３とする。
１７　法附則第１５条第２６項第３号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は２分の１とする。	１７　法附則第１５条第２７項第３号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は２分の１とする。
１８　法附則第１５条第２６項第３号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は２分の１とする。	１８　法附則第１５条第２７項第３号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は２分の１とする。
１９　法附則第１５条第２６項第３号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は２分の１とする。	１９　法附則第１５条第２７項第３号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は２分の１とする。
２０　法附則第１５条第２９項に規定する市町村の条例で定める割合は３分の２とする。	２０　法附則第１５条第３０項に規定する市町村の条例で定める割合は３分の２とする。
２１　法附則第１５条第３３項に規定する市町村の条例で定める割合は２分の１とする。	２１　法附則第１５条第３４項に規定する市町村の条例で定める割合は２分の１とする。
２２　法附則第１５条第３４項に規定する市町村の条例で定める割合は３分の２とする。	２２　法附則第１５条第３５項に規定する市町村の条例で定める割合は３分の２とする。
２３　法附則第１５条第３９項に規定する市町村の条例で定める割合は３分の２とする。	２３　法附則第１５条第４２項に規定する市町村の条例で定める割合は３分の２とする。
２４　法附則第１５条第４３項に規定する市町村の条例で定める割合は３分の１とする。	２４　法附則第１５条第４６項に規定する市町村の条例で定める割合は３分の１とする。
２５　法附則第１５条第４４項に規定する市町村の条例で定める割合は４分の３とする。	
２６　（略）	２５　（略）
２７　（略）	２６　（略）

（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）	（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）
第１０条の３　（略）	第１０条の３　（略）
２～８　（略）	２～８　（略）
９　法附則第１５条の９第９項の熱損失防止改修等住宅又は同条第１０項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第９項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第９項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。	９　法附則第１５条の９第９項の熱損失防止改修住宅　又は同条第１０項の熱損失防止改修専有部分　について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第９項に規定する熱損失防止改修工事　が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第９項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
(1)～(3)　（略）	(1)～(3)　（略）
(4)　熱損失防止改修工事等が完了した年月日	(4)　熱損失防止改修工事　が完了した年月日
(5)　熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第１２条第３１項に規定する補助金等	(5)　熱損失防止改修工事　に要した費用及び令附則第１２条第３１項に規定する補助金等
(6)　熱損失防止改修工事等が完了した日から３月を経過した後に申告書を提出する場合には、３月以内に提出することができなかった理由	(6)　熱損失防止改修工事　が完了した日から３月を経過した後に申告書を提出する場合には、３月以内に提出することができなかった理由
１０　（略）	１０　（略）
１１　法附則第１５条の９の２第４項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第５項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第１５条の９第９項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を	１１　法附則第１５条の９の２第４項に規定する特定熱損失防止改修住宅　又は同条第５項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分　について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第１５条の９第９項に規定する熱損失防止改修工事　が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を

記載した申告書に施行規則附則第７条第１１項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。	記載した申告書に施行規則附則第７条第１１項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
(1)～(3)　（略）	(1)～(3)　（略）
(4)　熱損失防止改修工事等が完了した年月日	(4)　熱損失防止改修工事　が完了した年月日
(5)　熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第１２条第３１項に規定する補助金等	(5)　熱損失防止改修工事　に要した費用及び令附則第１２条第３１項に規定する補助金等
(6)　熱損失防止改修工事等が完了した日から３月を経過した後に申告書を提出する場合には、３月以内に提出することができなかった理由	(6)　熱損失防止改修工事　が完了した日から３月を経過した後に申告書を提出する場合には、３月以内に提出することができなかった理由
１２、１３　（略）	１２、１３　（略）
（宅地等に対して課する令和３年度から令和５年度までの各年度分の固定資産税の特例）	（宅地等に対して課する令和３年度から令和５年度までの各年度分の固定資産税の特例）
第１２条　宅地等に係る令和３年度から令和５年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３の２の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に１００分の５（商業地等に係る令和４年度分の固定資産税にあっては、１００分の２．５）を乗じて得た額を加算した額（令和３年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）	第１２条　宅地等に係る令和３年度から令和５年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３の２の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に１００分の５　を乗じて得た額を加算した額（令和３年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）

（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３又は附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。	（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３又は附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。
２～５　（略）	２～５　（略）

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、令和４年４月１日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第２条　別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の西条市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和４年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和３年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

２　令和２年４月１日から令和４年３月３１日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和４年法律第１号）第１条の規定による改正前の地方税法（昭和２５年法律第２２６号）附則第１５条第２項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和４年法律第１号）が令和４年３月３１日に公布され、その一部が同年４月１日から施行されたことに伴い、該当部分について、西条市税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、これを報告し、承認を求めるものである。

関係法令

地方自治法

（専決処分）

第１７９条　普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第１１３条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第１６２条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第２５２条の２０の２第４項の規定による第２５２条の１９第１項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

２　（略）

３　前２項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

４　（略）

議案第４４号

工事請負契約の締結について

西消通工第１号西条市消防緊急通信指令システム改修工事について、次のとおり請負契約を締結するため、西条市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成１６年西条市条例第４８号）第２条の規定により、議会の議決を求める。

令和４年６月７日提出

西条市長　　玉　井　敏　久

１　契約の目的

西消通工第１号

西条市消防緊急通信指令システム改修工事

２　契約の方法

一般競争入札

３　契約の金額

２３９，８００，０００円

４　契約の相手方

新居浜市新田町三丁目２番２５号

協和テクノロジィズ株式会社　愛媛事業所

所長　堀　田　善　裕

提案理由

西消通工第１号西条市消防緊急通信指令システム改修工事請負契約の締結について、西条市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を求めるものである。

関係法令

西条市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

（議会の議決に付すべき契約）

第２条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）第９６条第１項第５号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格１億５，０００万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第４５号

西条市東予総合福祉センター、西条市丹原福祉センター及び西条市小松地域福祉センターの指定管理者の指定の施設の変更について

西条市東予総合福祉センター、西条市丹原福祉センター及び西条市小松地域福祉センターの指定管理者の指定の施設を次のように変更する。

令和４年６月７日提出

西条市長　　玉　井　敏　久

１　指定の施設の変更

変更前

施設の名称
西条市東予総合福祉センター
西条市丹原福祉センター
西条市小松地域福祉センター

変更後

施設の名称
西条市東予総合福祉センター
西条市小松地域福祉センター

２　指定管理者である団体

西条市周布６０６番地１

社会福祉法人西条市社会福祉協議会

会長　木　藤　　清

３　指定の期間

令和２年４月１日から令和７年３月３１日まで

４　変更の日

令和４年８月１日

提案理由

西条市東予総合福祉センター、西条市丹原福祉センター及び西条市小松地域福祉センターの指定管理者の指定の施設を変更するため、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により、議会の議決を求めるものである。

関係法令

地方自治法

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第２４４条の２　（略）

２　（略）

３　普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第２４４条の４において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

４　（略）

５　指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

６　普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

７～１１　（略）

議案第４６号

土地改良事業の施行について

次のとおり土地改良事業を施行するため、土地改良法（昭和２４年法律第１９５号）第９６条の２第２項の規定により、議会の議決を求める。

令和４年６月７日提出

西条市長　　玉　井　敏　久

１　事業名

愛媛県単独土地改良事業

２　地区名

壬生川第２地区

３　工種

かんがい排水

４　事業費

１７，８００，０００円

５　受益面積

１２．２ヘクタール

６　受益者数

３０戸

７　整備内容

水路改修　延長２２０メートル

８　事業期間

令和４年度及び令和５年度

提案理由

壬生川第２地区に位置する水路の改修を、愛媛県単独土地改良事業にて実施するに当たり、土地改良法第９６条の２第２項の規定により、議会の議決を求めるものである。

関係法令

土地改良法

（土地改良事業の開始）

第９６条の２　市町村は、土地改良事業計画を定めて土地改良事業を行うことができる。

２　前項の規定により土地改良事業計画を定めるには、市町村は、あらかじめ、当該市町村の議会の議決を経て、土地改良事業の計画の概要（２以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業に係る計画の概要及び農林水産省令で定めるときにあっては全体構成）を定め、その計画の概要（全体構成を定める場合にあっては、その全体構成を含む。）その他必要な事項を公告して、その事業の施行に係る地域内にある土地につき第３条に規定する資格を有する者の３分の２（２以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業につき、その施行に係る地域内にある土地につき同条に規定する資格を有する者の３分の２）以上の同意を得、かつ、当該土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区があるときは、その土地改良区の同意をも得なければならない。

３～７　（略）

議案第４７号

特定事業契約の一部変更について

西教総第３７９号西条市立小中学校・幼稚園空調設備整備ＰＦＩ事業に係る特定事業契約の一部を次のとおり変更するため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成１１年法律第１１７号）第１２条の規定により、議会の議決を求める。

令和４年６月７日提出

西条市長　　玉　井　敏　久

１　契約の目的

西教総第３７９号西条市立小中学校・幼稚園空調設備整備ＰＦＩ事業に係る特定事業契約の一部変更

２　契約の金額

変更前　１，９８５，９８２，６７４円

変更後　１，９８６，９６６，０６８円

３　増減額

９８３，３９４円（増額）

４　契約の相手方

西条市朔日市３００番地１

株式会社西条学校空調ＰＦＩサービス

代表取締役　岡　村　和　彦

提案理由

西教総第３７９号西条市立小中学校・幼稚園空調設備整備ＰＦＩ事業に係る特定事業契約の一部変更について、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第１２条の規定により、議会の議決を求めるものである。

関係法令

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律

（地方公共団体の議会の議決）

第１２条　地方公共団体は、事業契約でその種類及び金額について政令で定める基準に該当するものを締結する場合には、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

議案第４８号

西条市畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行条例について

西条市畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行条例を次のように定める。

令和４年６月７日提出

西条市長　　玉　井　敏　久

西条市畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行条例

（趣旨）

第１条　この条例は、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和３年農林水産省・国土交通省令第６号。以下「省令」という。）第５２条第１項の規定に基づき、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和３年法律第３４号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この条例で使用する用語は、法及び省令で使用する用語の例による。

（基準時）

第３条　この条例において「基準時」とは、法第８条第１項の規定により、次条第１項の規定の適用を受けない認定畜舎等について、法第８条第１項の規定により引き続きその規定（その規定が改正された場合においては改正前の規定を含む。）の適用を受けない期間の始期をいう。

（畜舎等の建築等の制限）

第４条　特定用途制限地区（西条市特定用途制限地域内における建築物等の用途の制限に関する条例（平成１６年西条市条例第１９１号）第５条第１項に規定する特定用途制限地区をいう。以下「地区」という。）のうち、同項第３号の田園居住地区内においては、床面積の合計が３，０００平方メートルを超える畜舎等は、建築等をしてはならない。

２　法第８条第１項の規定により前項の規定の適用を受けない認定畜舎等について、次に定める範囲内において増築、改築その他畜舎等の構造に変更を及ぼす行為をする場合においては、法第８条第２項第２号の規定にかかわらず、前項の規定は、適用しない。

(1)　増築又は改築が基準時における敷地内におけるものであり、かつ、増築又は改築後における建築面積が基準時における敷地面積に対して、省令第４５条の規定に適合すること。

(2)　増築後の床面積の合計は、基準時における床面積の合計の１．２倍を超えないこと。

(3)　増築後の前項の規定に適合しない認定畜舎等の部分の床面積の合計は、基準時におけるその部分の床面積の合計の１．２倍を超えないこと。

（畜舎等の敷地が地区の内外にわたる場合の措置）

第５条　畜舎等の敷地が、２以上の地区にまたがる場合においては、その畜舎等又はその敷地の全部について敷地の過半の属する地区内に関する規定を適用する。

（既存認定畜舎等に対する制限の緩和）

第６条　法第８条第１項の規定によりこの条例の規定の適用を受けない認定畜舎等に係るこの条例施行後の増築、改築その他畜舎等の構造に変更を及ぼす行為のうち、

その畜舎等及び敷地の状況によりやむを得ないと認められるものについては、この条例の規定による制限を緩和することができる。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和３年農林水産省・国土交通省令第６号）第５２条第１項の規定に基づき、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和３年法律第３４号）の施行に関し必要な事項を定めるため、所要の条例を制定しようとするものである。

関係法令

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則

（特定用途制限地域）

第５２条　特定用途制限地域内における畜舎等の用途の制限は、当該特定用途制限地域に関する都市計画に即し、次項及び第３項に定める基準に従い、地方公共団体の条例で定める。

２　前項の規定に基づく条例による畜舎等の用途の制限は、特定用途制限地域に関する都市計画に定められた用途の概要に即し、当該地域の良好な環境の形成又は保持に貢献する合理的な制限であることが明らかなものでなければならない。

３　第１項の規定に基づく条例には、法第８条第１項の規定により当該条例の規定の適用を受けない認定畜舎等について、建築基準法第８６条の７第１項の規定の例により当該条例に定める制限の適用の除外に関する規定を定めるものとする。

議案第４９号

西条市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

西条市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和４年６月７日提出

西条市長　　玉　井　敏　久

西条市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

西条市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成２７年西条市条例第３２号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>
別表第１（第４条関係）
<table>
<tr><th>機関</th><th>事務</th></tr>
<tr><td>１～３
（略）</td><td></td></tr>
<tr><td>４　市長</td><td>日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施される外国人保護に関する事務であって規則で定めるもの</td></tr>
</table>
別表第２（第４条関係）
<table>
<tr><th>機関</th><th>事務</th><th>特定個人情報</th></tr>
<tr><td>１　市長</td><td>地方税法（昭和２５年法律第２２６号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査による地方税の</td><td>国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）による医療に関する給付の支給に関する情報又は介護保険法（平成９年法律第１２３号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）</td></tr>
</table>
</td><td>
別表第１（第４条関係）
<table>
<tr><th>機関</th><th>事務</th></tr>
<tr><td>１～３
（略）</td><td></td></tr>
</table>
別表第２（第４条関係）
<table>
<tr><th>機関</th><th>事務</th><th>特定個人情報</th></tr>
<tr><td>１　市長</td><td>地方税法（昭和２５年法律第２２６号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査による地方税の</td><td>国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）による医療に関する給付の支給に関する情報又は介護保険法（平成９年法律第１２３号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

	賦課徴収等に関する事務であって規則で定めるもの	であって規則で定めるもの
２～４（略）		
５　市長	西条市重度心身障害者医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）による児童及びその家庭についての調査及び判定、障害児入所支援若しくは措置（同法第２７条第１項第３号の措置をいう。）に関する情報、身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３号）による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法（昭和３５年法律第３７号）にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）、地

	賦課徴収等に関する事務であって規則で定めるもの	であって規則で定めるもの
２～４（略）		
５　市長	西条市重度心身障害者医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）による障害児入所支援若しくは措置（同法第２７条第１項第３号の措置をいう。）に関する情報、身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）による身体障害者手帳若しくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３号）による精神障害者保健福祉手帳に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）、地

		方税関係情報、住民票関係情報、生活保護関係情報、医療保険給付関係情報、こども医療費助成関係情報又はひとり親世帯等医療費助成関係情報であって規則で定めるもの			方税関係情報、住民票関係情報、生活保護関係情報、医療保険給付関係情報、こども医療費助成関係情報又はひとり親世帯等医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
6　市長	国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	児童福祉法による児童及びその家庭についての調査及び判定に関する情報、障害者関係情報、こども医療費助成関係情報、ひとり親世帯等医療費助成関係情報又は重度心身障害者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの	6　市長	国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報、こども医療費助成関係情報、ひとり親世帯等医療費助成関係情報又は重度心身障害者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
7 （略）			7 （略）		
8　市長	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則	生活保護関係情報、障害者関係情報又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０	8　市長	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則	生活保護関係情報、障害者関係情報、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号

	で定めるもの	号）による支援給付若しくは配偶者支援金の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの
９　市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	児童福祉法による児童及びその家庭についての調査及び判定に関する情報、障害者関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は生活保護関係情報であって規則で定めるもの
１０市長	日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施される外国人保護に関する事務であって規則で定めるもの	児童福祉法による児童及びその家庭についての調査及び判定に関する情報、障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、公営住宅法（昭和２６年法律第１９３号）による公営住宅（同法

	で定めるもの	）による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報 ＿＿＿＿＿＿＿＿で あって規則で定めるもの
９　市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	＿＿障害者関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は生活保護関係情報であって規則で定めるもの

			第２条第２号に規定する公営住宅をいう。）若しくは住宅地区改良法（昭和３５年法律第８４号）による改良住宅（同法第２条第６項に規定する改良住宅をいう。）の管理に関する情報、国民年金法（昭和３４年法律第１４１号）による年金である給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報、児童扶養手当関係情報、児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和３９年法律第１２９号）による給付金の支給に関する情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和３９年法律第１３４号）による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは国民年	

		金法等の一部を改正する法律（昭和６０年法律第３４号）附則第９７条第１項の福祉手当の支給に関する情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、医療保険給付関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者の日常生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの	

附　則

この条例は、令和５年４月１日から施行する。

提案理由

日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施される外国人保護に関する事務の処理において個人番号を利用し、及び他の事務の処理において利用する特定個人情報を追加するため、所要の条例改正を行おうとするものである。

議案第５０号

西条市税条例等の一部を改正する条例について

西条市税条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和４年６月７日提出

西条市長　　玉　井　敏　久

西条市税条例等の一部を改正する条例

（西条市税条例の一部改正）

第１条　西条市税条例（平成１６年西条市条例第５１号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（納税証明書の交付手数料） 第１８条の４　法第２０条の１０の納税証明書の交付（法第３８２条の４に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）の手数料は、西条市手数料条例（平成１６年西条市条例第５５号）の定めるところによる。ただし、道路運送車両法第９７条の２に規定する証明書については、手数料を徴しない。 （所得割の課税標準） 第３３条　（略） ２、３　（略） ４　前項の規定は、前年分の所得税に係る第３６条の３第１項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。	（納税証明書の交付手数料） 第１８条の４　法第２０条の１０の納税証明書の交付 手数料は、西条市手数料条例（平成１６年西条市条例第５５号）の定めるところによる。ただし、道路運送車両法第９７条の２に規定する証明書については、手数料を徴しない。 （所得割の課税標準） 第３３条　（略） ２、３　（略） ４　前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の４月１日の属する年度分の特定配当等申告書（市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（特定配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第１号に掲げる申告書及び第２号に掲げ

	る申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。 (1) 第３６条の２第１項の規定による申告書 (2) 第３６条の３第１項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）
５　（略）	５　（略）
６　前項の規定は、前年分の所得税に係る第３６条の３第１項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。	６　前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の４月１日の属する年度分の特定株式等譲渡所得金額申告書（市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（特定株式等譲渡所得金額申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第１号に掲げる申告書及び第２号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

	(1) 第３６条の２第１項の規定による申告書 (2) 第３６条の３第１項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）
（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除） 第３４条の９　所得割の納税義務者が、第３３条第４項に規定する確定申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第２章第１節第５款の規定により配当割額を課された場合又は同条第６項に規定する確定申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第６款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に５分の３を乗じて得た金額を、第３４条の３及び前３条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。	（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除） 第３４条の９　所得割の納税義務者が、第３３条第４項に規定する特定配当等申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第２章第１節第５款の規定により配当割額を課された場合又は同条第６項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第６款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に５分の３を乗じて得た金額を、第３４条の３及び前３条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。
２　前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかった金額があるときは、当該控除することができなかった金額は、令第４８条の９の３から第４８条の９の６までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかった金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の確定申告書	２　前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかった金額があるときは、当該控除することができなかった金額は、令第４８条の９の３から第４８条の９の６までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかった金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の申告書に係

に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。	る年度分の個人の県民税　　若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。
３　（略）	３　（略）
（市民税の申告）	（市民税の申告）
第３６条の２　第２３条第１項第１号に掲げる者は、３月１５日までに、施行規則第５号の４様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第３１７条の６第１項又は第４項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から１月１日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第４８条の９の７に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が９００万円以下であるものに限る。）の法第３１４条の２第１項第１０号の２に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が９５万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）若しくは法第３１４条の２第４項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第３１３条第	第３６条の２　第２３条第１項第１号に掲げる者は、３月１５日までに、施行規則第５号の４様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第３１７条の６第１項又は第４項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から１月１日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第４８条の９の７に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得税法第２条第１項第３３号の４に規定する源泉控除対象配偶者　　に係るものを除く。）若しくは法第３１４条の２第４項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第３１３条第

８項に規定する純損失の金額の控除、同条第９項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第３４条の７の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第２４条第２項に規定する者（施行規則第２条の２第１項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。	８項に規定する純損失の金額の控除、同条第９項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第３４条の７の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第２４条第２項に規定する者（施行規則第２条の２第１項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。
２　前項の規定により申告書を市長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者（施行規則第２条の２第１項の表の上欄に掲げる者を除く。）が提出すべき申告書の様式は、施行規則第２条第３項ただし書の規定により、市長の定める様式による。	２　前項の規定により申告書を市長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者（施行規則第２条の２第１項の表の上欄に掲げる者を除く。）が提出すべき申告書の様式は、施行規則第２条第４項ただし書の規定により、市長の定める様式による。
３～９　（略）	３～９　（略）
（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）	（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書　）
第３６条の３の２　所得税法第１９４条第１項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載し	第３６条の３の２　所得税法第１９４条第１項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載し

た申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。	た申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。
(1)　（略）	(1)　（略）
(2)　所得割の納税義務者（合計所得金額が１，０００万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第３１３条第３項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第４項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が１３３万円以下であるものに限る。次条第１項において同じ。）の氏名	
(3)　（略）	(2)　（略）
(4)　（略）	(3)　（略）
２～５　（略）	２～５　（略）
（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）	（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書　）
第３６条の３の３　所得税法第２０３条の６第１項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第２０３条の７の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が９００万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第５３条の２に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が９５万円以下であるものに限る。）をいう。	第３６条の３の３　所得税法第２０３条の６第１項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第２０３条の７の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、

第２号において同じ。）又は扶養親族（控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有しない者を除く。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第２０３条の６第１項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。 (1)　（略） (2)　特定配偶者の氏名 (3)　（略） (4)　（略） ２～５　（略）	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿扶養親族（控除対象扶養親族＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿を除く。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第２０３条の６第１項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。 (1)　（略） (2)　（略） (3)　（略） ２～５　（略）
（特別徴収税額の納入の義務等） 第５３条の７　前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の１０日までに、施行規則第５号の８様式又は施行規則第２条第３項ただし書の規定により総務大臣が定めた様式による納入申告書を市長に提出し、及びその納入金を市に納入しなければならない。	（特別徴収税額の納入の義務等） 第５３条の７　前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の１０日までに、施行規則第５号の８様式又は施行規則第２条第４項ただし書の規定により総務大臣が定めた様式による納入申告書を市長に提出し、及びその納入金を市に納入しなければならない。
（固定資産課税台帳の閲覧の手数料） 第７３条の２　法第３８２条の２に規定する固定資産課税台帳（同条第１項た	（固定資産課税台帳の閲覧の手数料） 第７３条の２　法第３８２条の２に規定する固定資産課税台帳＿＿＿＿＿＿

だし書の規定による措置を講じたものを含む。）の閲覧（法第３８２条の４に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。）の手数料は、西条市手数料条例の定めるところによる。ただし、法第４１６条第３項又は第４１９条第８項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合にあっては、手数料を徴しない。	の閲覧の手数料は、西条市手数料条例の定めるところによる。ただし、法第４１６条第３項又は第４１９条第８項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合にあっては、手数料を徴しない。
２　（略）	２　（略）
（固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料）	（固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料）
第７３条の３　法第３８２条の３に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の交付（法第３８２条の４に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）の手数料は、西条市手数料条例の定めるところによる。	第７３条の３　法第３８２条の３に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料は、西条市手数料条例の定めるところによる。
２　（略）	２　（略）
附　則	附　則
第７条の３の２　平成２２年度から令和２０年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第４１条又は第４１条の２の２の規定の適用を受けた場合（居住年が平成１１年から平成１８年まで又は平成２１年から令和７年までの各年である場合に限る。）において、前条第１項の規定の適用を受けないときは、法附則第５条の４の２第５項（同条第７項の規定に	第７条の３の２　平成２２年度から令和１５年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第４１条又は第４１条の２の２の規定の適用を受けた場合（居住年が平成１１年から平成１８年まで又は平成２１年から令和３年までの各年である場合に限る。）において、前条第１項の規定の適用を受けないときは、法附則第５条の４の２第５項（同条第７項の規定に

より読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第３４条の３及び第３４条の６の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

２　（略）

（上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例）

第１６条の３　（略）

２　前項の規定のうち、租税特別措置法第８条の４第２項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第１項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

より読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第３４条の３及び第３４条の６の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

２　（略）

（上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例）

第１６条の３　（略）

２　前項の規定のうち、租税特別措置法第８条の４第２項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の４月１日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第３３条第４項に規定する特定配当等申告書を提出した場合（次に掲げる場合を除く。）に限り適用するものとし、市民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について同条第１項及び第２項並びに第３４条の３の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。

(1)　第３３条第４項ただし書の規定の適用がある場合

(2)　第３３条第４項第１号に掲げる申

	告書及び同項第２号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるとき。
３　（略）	３　（略）
（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）	（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）
第１７条の２　（略）	第１７条の２　（略）
２　（略）	２　（略）
３　第１項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第３３条から第３３条の４まで、第３４条から第３５条の３まで、第３６条の２、第３６条の５、第３７条、第３７条の４から第３７条の６まで又は第３７条の８の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第１項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。	３　第１項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第３３条から第３３条の４まで、第３４条から第３５条の３まで、第３６条の２、第３６条の５、第３７条、第３７条の４から第３７条の６まで、第３７条の８又は第３７条の９の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第１項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。
（特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）	（特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）
第２０条の２　（略）	第２０条の２　（略）
２、３　（略）	２、３　（略）
４　前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第３６条の３第１項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受け	４　前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の４月１日の属する年度分の特例適用配当等申告書（市民税の納税通知書が送達され

ようとする旨の記載があるときに限り、適用する。	る時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（特例適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。ただし、第１号に掲げる申告書及び第２号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。 (1) 第３６条の２第１項の規定による申告書 (2) 第３６条の３第１項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）
５　（略）	５　（略）
（条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）	（条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）
第２０条の３　（略）	第２０条の３　（略）
２、３　（略）	２、３　（略）
４　前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第３６条の３第１項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。	４　前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の４月１日の属する年度分の条約適用配当等申告書（市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（条約適用配当等申告書にその記載がないことに

	ついてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。ただし、第１号に掲げる申告書及び第２号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。 (1) 第３６条の２第１項の規定による申告書 (2) 第３６条の３第１項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）
５　（略）	５　（略）
６　租税条約等実施特例法第３条の２の２第１項の規定の適用がある場合（第３項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第３４条の９の規定の適用については、同条第１項中「又は同条第６項」とあるのは「若しくは附則第２０条の３第３項前段に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年分の所得税に係る　　同条第４項に規定する確定申告書　　にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合　　であって、当該条約適用配当	６　租税条約等実施特例法第３条の２の２第１項の規定の適用がある場合（第３項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第３４条の９の規定の適用については、同条第１項中「又は同条第６項」とあるのは「若しくは附則第２０条の３第３項前段に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の４月１日の属する年度分の同条第４項に規定する条約適用配当等申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）であって、当該条約適用配当

等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和４４年法律第４６号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第３条の２の２第１項の規定及び法第２章第１節第５款の規定により配当割額を課されたとき、又は第３３条第６項」と、同条第３項中「法第３７条の４」とあるのは「租税条約等実施特例法第３条の２の２第９項の規定により読み替えて適用される法第３７条の４」とする。	等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和４４年法律第４６号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第３条の２の２第１項の規定及び法第２章第１節第５款の規定により配当割額を課されたとき、又は第３３条第６項」と、同条第３項中「法第３７条の４」とあるのは「租税条約等実施特例法第３条の２の２第９項の規定により読み替えて適用される法第３７条の４」とする。 （新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例） 第２５条　所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第６条第４項の規定の適用を受けた場合における附則第７条の３の２第１項の規定の適用については、同項中「令和１５年度」とあるのは、「令和１６年度」とする。 ２　所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第６条の２第１項の規定の適用を受けた場合における附則第７条の３の２第１項の規定の適用については、同項中「令和１５年度」とあるのは「令和１７年度」と、「令和３年」とあるのは「令和４年」とする。

（西条市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第２条　西条市税条例の一部を改正する条例（令和３年西条市条例第１９号）の一部を次のように改正する。

本則を次のように改める。

西条市税条例（平成１６年西条市条例第５１号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（個人の市民税の非課税の範囲） 第２４条　（略） ２　法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が２８万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族（年齢１６歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）の数に１を加えた数を乗じて得た金額に１０万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に１６万８，０００円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。 （個人均等割の税率の軽減） 第３２条　次の各号に掲げる者のいずれかに該当する納税義務者に対して課する均等割の額は、前条第１項の額からそれぞれ当該各号に掲げる額を減額したものとする。ただし、第２号に掲げる者に該当する納税義務者にあっては、同号の規定により計算した減額すべき額が８００円を超える場合には、８００円とする。 (1)　均等割を納付する義務がある同一生計配偶者又は扶養親族（年齢１６歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。）　８００円 (2)　（略） （個人の市民税に係る公的年金等受給	（個人の市民税の非課税の範囲） 第２４条　（略） ２　法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が２８万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿の数に１を加えた数を乗じて得た金額に１０万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に１６万８，０００円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。 （個人均等割の税率の軽減） 第３２条　次の各号に掲げる者のいずれかに該当する納税義務者に対して課する均等割の額は、前条第１項の額からそれぞれ当該各号に掲げる額を減額したものとする。ただし、第２号に掲げる者に該当する納税義務者にあっては、同号の規定により計算した減額すべき額が８００円を超える場合には、８００円とする。 (1)　均等割を納付する義務がある同一生計配偶者又は扶養親族＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　８００円 (2)　（略） （個人の市民税に係る公的年金等受給

者の扶養親族等申告書） 第３６条の３の３　所得税法第２０３条の６第１項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第２０３条の７の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が９００万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第５３条の２に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が９５万円以下であるものに限る。）をいう。第２号において同じ。）又は扶養親族（年齢１６歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第２０３条の６第１項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。 (1)～(4)　（略） ２～５　（略）	者の扶養親族等申告書） 第３６条の３の３　所得税法第２０３条の６第１項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第２０３条の７の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が９００万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第５３条の２に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が９５万円以下であるものに限る。）をいう。第２号において同じ。）又は扶養親族（控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有しない者を除く。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第２０３条の６第１項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。 (1)～(4)　（略） ２～５　（略）

附　則	附　則
（個人の市民税の所得割の非課税の範囲等）	（個人の市民税の所得割の非課税の範囲等）
第５条　当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第３３条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、３５万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族（年齢１６歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）の数に１を加えた数を乗じて得た金額に１０万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に３２万円を加算した金額）以下である者に対しては、第２３条第１項の規定にかかわらず、市民税の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。	第５条　当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第３３条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、３５万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に１を加えた数を乗じて得た金額に１０万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に３２万円を加算した金額）以下である者に対しては、第２３条第１項の規定にかかわらず、市民税の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。
２、３　（略）	２、３　（略）
（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）	（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）
第６条　平成３０年度から令和９年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第４条の４第３項の規定に該当する場合における第３４条の２の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第１項」とあるのは「同条第１項（第２号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第４条の４第３項の規定により読み替えて適用される法第３１４条の２第１項（第２号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。	第６条　平成３０年度から令和４年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第４条の４第３項の規定に該当する場合における第３４条の２の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第１項」とあるのは「同条第１項（第２号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第４条の４第３項の規定により読み替えて適用される法第３１４条の２第１項（第２号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附　則 （市民税に関する経過措置） 第２条　この条例による改正後の西条市税条例第２４条第２項、第３２条第１号及び第３６条の３の３第１項並びに附則第５条第１項の規定は、令和６年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和５年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。	附　則 （市民税に関する経過措置） 第２条　この条例による改正後の西条市税条例の規定中個人の市民税に関する部分　　は、令和６年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和５年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1)　第１条中西条市税条例第３６条の３の２の見出し及び同条第１項並びに第３６条の３の３の見出し及び同条第１項の改正規定並びに同条例附則第７条の３の２第１項及び第１７条の２第３項の改正規定並びに同条例附則第２５条を削る改正規定並びに第２条（次号に掲げる改正規定を除く。）の規定並びに附則第３条第１項及び第２項の規定　令和５年１月１日

(2)　第１条中西条市税条例第３３条第４項及び第６項、第３４条の９第１項及び第２項、第３６条の２第１項ただし書及び第２項並びに第５３条の７の改正規定並びに同条例附則第１６条の３第２項、第２０条の２第４項並びに第２０条の３第４項及び第６項の改正規定並びに第２条（西条市税条例の一部を改正する条例（令和３年西条市条例第１９号）附則第２条の改正規定に限る。）の規定並びに附則第３条第３項の規定　令和６年１月１日

(3)　第１条中西条市税条例第１８条の４第１項の改正規定、同条例第７３条の２第１項の改正規定（「固定資産課税台帳」の次に「(同条第１項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)」を加える部分を除く。）及び同条例第７３条の３第１項の改正規定（「事項の証明書」の次に「(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)」を加える部分を除く。）並びに次条並びに附則第４条の規定　民法等の一部を改正する法律（令和３年法律第２４号）附則第１条第２号に掲げる規定の施行の日

（納税証明書に関する経過措置）

第２条　前条第３号に掲げる規定による改正後の西条市税条例第１８条の４第１項（地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第３８２条の４に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第２０条の１０の規定による証明書の交付について適用する。

（市民税に関する経過措置）

第３条　第１条の規定による改正後の西条市税条例（以下「新条例」という。）第３６条の３の２第１項の規定は、附則第１条第１号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次項において「１号施行日」という。）以後に支払を受けるべき第３６条の３の２第１項に規定する給与について提出する同項及び同条第２項に規定する申告書について適用し、１号施行日前に支払を受けるべき第１条の規定による改正前の西条市税条例（次項において「旧条例」という。）第３６条の３の２第１項に規定する給与について提出した同項及び同条第２項に規定する申告書については、なお従前の例による。

２　新条例第３６条の３の３第１項の規定は、１号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和４０年法律第３３号）第２０３条の６第１項に規定する公的年金等（同法第２０３条の７の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第３６条の３の３第１項に規定する申告書について適用し、１号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第３６条の３の３第１項に規定する申告書については、なお従前の例による。

３　附則第１条第２号に掲げる規定による改正後の西条市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和６年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和５年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第４条　附則第１条第３号に掲げる規定による改正後の西条市税条例第７３条の２第１項（地方税法第３８２条の４に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第３８２条の２の規定による固定資産課税台帳（同条第１項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の閲覧について適用する。

２　附則第１条第３号に掲げる規定による改正後の西条市税条例第７３条の３第１項（地方税法第３８２条の４に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第３８２条の３の規定による証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の交付について適用する。

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和４年法律第１号）が公布されたことに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

議案第５１号

西条市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

西条市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和４年６月７日提出

西条市長　　玉　井　敏　久

西条市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

西条市国民健康保険税条例（平成１６年西条市条例第５３号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（課税額） 第２条　（略） ２　前項第１号の基礎課税額は、世帯主（前条第２項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が６５万円を超える場合においては、基礎課税額は、６５万円とする。 ３　第１項第２号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第２項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が２０万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、２０万円とする。 ４　（略） （国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額） 第３条　（略） （国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の資産割額） 第４条　（略） （国民健康保険の被保険者に係る基礎	（課税額） 第２条　（略） ２　前項第１号の基礎課税額は、世帯主（前条第２項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が６３万円を超える場合においては、基礎課税額は、６３万円とする。 ３　第１項第２号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第２項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が１９万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、１９万円とする。 ４　（略） （国民健康保険の被保険者に係る所得割額） 第３条　（略） （国民健康保険の被保険者に係る資産割額） 第４条　（略） （国民健康保険の被保険者に係る

課税額の被保険者均等割額）	被保険者均等割額）
第５条　（略）	第５条　（略）
（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額）	（国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額）
第５条の２　第２条第２項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。	第５条の２　第２条第２項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
(1)　特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第６条第８号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後５年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第７条の３及び第２３条第１項において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後５年を経過する月の翌月から特定月以後８年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第３号、第７条の３及び第２３条第１項において同じ。）以外の世帯　１９，２００円	(1)　特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第６条第８号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後５年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第７条の３及び第２３条　　において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後５年を経過する月の翌月から特定月以後８年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第３号、第７条の３及び第２３条　　において同じ。）以外の世帯　１９，２００円
(2)、(3)　（略）	(2)、(3)　（略）
（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額）	（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額）
第６条　第２条第３項の所得割額は、	第６条　第２条第３項の所得割額は、賦

基礎控除後の総所得金額等に１００分の２．１を乗じて算定する。	課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に１００分の２．１を乗じて算定する。
（納期）	（納期）
第１２条　（略）	第１２条　（略）
２　（略）	２　（略）
３　納期ごとの国民健康保険税の分割金額に１００円未満の端数があるとき、又はその分割金額の全額が１００円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、全て最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。	
（納税義務の発生、消滅等に伴う賦課）	（納税義務の発生、消滅等に伴う賦課）
第１３条　国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から、月割をもって算定した第２条第１項の額（第２３条の規定による減額が行われた場合には、その減額後の国民健康保険税の額とする。以下この条において同じ。）を課する。	第１３条　国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から、月割をもって算定した第２条第１項の額（第２３条の規定による減額が行われた場合には、同条　　の国民健康保険税の額とする。以下この条において同じ。）を課する。
２～８　（略）	２～８　（略）
（国民健康保険税の減額）	（国民健康保険税の減額）
第２３条　次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第２条第２項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が６５万円を超える場合には、６５万円）、同条第３項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が２０万円を超える場	第２３条　次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第２条第２項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が６３万円を超える場合には、６３万円）、同条第３項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が１９万円を超える場

合には、２０万円）並びに同条第４項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が１７万円を超える場合には、１７万円）の合算額とする。

(1) 法第７０３条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、４３万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第７０３条の５第１項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和４０年法律第３３号）第２８条第１項に規定する給与所得について同条第３項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第１項に規定する給与等の収入金額が５５万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第７０３条の５第１項に規定する総所得金額に係る所得税法第３５条第３項に規定する公的年金等に係る所得について同条第４項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢６５歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が６０万円を超える者に限り、年齢６５歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が１１０万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が２以上の場合にあって

合には、１９万円）並びに同条第４項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が１７万円を超える場合には、１７万円）の合算額とする。

(1) 法第７０３条の５　　に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、４３万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第７０３条の５　　に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和４０年法律第３３号）第２８条第１項に規定する給与所得について同条第３項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第１項に規定する給与等の収入金額が５５万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第７０３条の５　　に規定する総所得金額に係る所得税法第３５条第３項に規定する公的年金等に係る所得について同条第４項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢６５歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が６０万円を超える者に限り、年齢６５歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が１１０万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が２以上の場合にあって

は、４３万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に１０万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者	は、４３万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に１０万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者
ア　国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　１７，３６０円	ア　国民健康保険の被保険者に係る＿＿＿＿＿被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　１７，３６０円
イ　国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額	イ　国民健康保険の被保険者に係る＿＿＿＿＿世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
(ｱ)～(ｳ)　（略）	(ｱ)～(ｳ)　（略）
ウ～カ　（略）	ウ～カ　（略）
(2)　法第７０３条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、４３万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあっては、４３万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に１０万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき２８万５，０００円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）	(2)　法第７０３条の５＿＿＿＿に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、４３万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあっては、４３万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に１０万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき２８万５，０００円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）
ア　国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　１２，４００円	ア　国民健康保険の被保険者に係る＿＿＿＿＿被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　１２，４００円
イ　国民健康保険の被保険者に係る	イ　国民健康保険の被保険者に係る

基礎課税額の世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ｱ)～(ｳ)　（略） ウ～カ　（略） (3)　法第７０３条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、４３万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあっては、４３万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に１０万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき５２万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前２号に該当する者を除く。） ア　国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　４，９６０円 イ　国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ｱ)～(ｳ)　（略） ウ～カ　（略） ２　国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に６歳に達する日以後の最初の３月３１日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課す	＿＿＿＿＿＿世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ｱ)～(ｳ)　（略） ウ～カ　（略） (3)　法第７０３条の５＿＿＿＿に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、４３万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあっては、４３万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に１０万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき５２万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前２号に該当する者を除く。） ア　国民健康保険の被保険者に係る＿＿＿＿＿＿被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　４，９６０円 イ　国民健康保険の被保険者に係る＿＿＿＿＿＿世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ｱ)～(ｳ)　（略） ウ～カ　（略）

る被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児１人について次に定める額

ア　前項第１号アに規定する金額を減額した世帯　３，７２０円

イ　前項第２号アに規定する金額を減額した世帯　６，２００円

ウ　前項第３号アに規定する金額を減額した世帯　９，９２０円

エ　アからウまでに掲げる世帯以外の世帯　１２，４００円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児１人について次に定める額

ア　前項第１号ウに規定する金額を減額した世帯　９９０円

イ　前項第２号ウに規定する金額を減額した世帯　１，６５０円

ウ　前項第３号ウに規定する金額を減額した世帯　２，６４０円

エ　アからウまでに掲げる世帯以外の世帯　３，３００円

（特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例） 第２３条の２　国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第７０３条の５の２第２項に規定する特例対象被保険者等をいう。第２４条の２において同じ。）である場合における第３条及び前条第１項の規定の適用については、第３条第１項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第２３条の２に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第２８条第２項の規定によって計算した金額の１００分の３０に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）と、「同条第２項」とあるのは「法第３１４条の２第２項」と、前条第１項第１号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第２８条第２項の規定によって計算した金額の１００分の３０に相当する金額によるものとする。次号において同じ。）及び」とする。 附　則 （公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例） ７　当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは	（特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例） 第２３条の２　国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第７０３条の５の２第２項に規定する特例対象被保険者等をいう。第２４条の２において同じ。）である場合における第３条及び前条　　の規定の適用については、第３条第１項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第２３条の２に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第２８条第２項の規定によって計算した金額の１００分の３０に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）と、「同条第２項」とあるのは「法第３１４条の２第２項」と、前条第１号　　中「総所得金額　　」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第２８条第２項の規定によって計算した金額の１００分の３０に相当する金額によるものとする。次号において同じ。）　　」とする。 附　則 （公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例） ７　当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは

特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第３５条第３項に規定する公的年金等に係る所得について同条第４項に規定する公的年金等控除額（年齢６５歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第２３条第１項の規定の適用については、同項中「法第７０３条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第７０３条の５第１項に規定する総所得金額（所得税法第３５条第３項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第２項第１号の規定によって計算した金額から１５万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「１１０万円」とあるのは「１２５万円」とする。

（上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

８　世帯主又はその世帯の属する国民健康保険税の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第３３条の２第５項の配当所得等を有する場合における第３条、第６条、第８条及び第２３条第１項の規定の適用については、第３条第１項中「及び山林所得」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第３３条の２第５項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第２項」とあるのは「法第３１４条の２第２項」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第３３条の２第５項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第２３条第１項

特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第３５条第３項に規定する公的年金等に係る所得について同条第４項に規定する公的年金等控除額（年齢６５歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第２３条の規定の適用については、同条中「法第７０３条の５に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第７０３条の５に規定する総所得金額（所得税法第３５条第３項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第２項第１号の規定によって計算した金額から１５万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「１１０万円」とあるのは「１２５万円」とする。

（上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

８　世帯主又はその世帯の属する国民健康保険税の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第３３条の２第５項の配当所得等を有する場合における第３条、第６条、第８条及び第２３条の規定の適用については、第３条第１項中「及び山林所得」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第３３条の２第５項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第２項」とあるのは「法第３１４条の２第２項」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第３３条の２第５項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第２３条

中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第３３条の２第５項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

（長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

9　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第３４条第４項の譲渡所得を有する場合における第３条、第６条、第８条及び第２３条第１項の規定の適用については、第３条第１項中「及び山林所得金額の合計額から同条第２項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第３４条第４項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）第３３条の４第１項若しくは第２項、第３４条第１項、第３４条の２第１項、第３４条の３第１項、第３５条第１項、第３５条の２第１項、第３５条の３第１項又は第３６条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第３１条第１項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第３１４条の２第２項」と、「及び山林所得金額の合計額（」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第３４条第４項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第

中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第３３条の２第５項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

（長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

9　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第３４条第４項の譲渡所得を有する場合における第３条、第６条、第８条及び第２３条　　の規定の適用については、第３条第１項中「及び山林所得金額の合計額から同条第２項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第３４条第４項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）第３３条の４第１項若しくは第２項、第３４条第１項、第３４条の２第１項、第３４条の３第１項、第３５条第１項、第３５条の２第１項、第３５条の３第１項又は第３６条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第３１条第１項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第３１４条の２第２項」と、「及び山林所得金額の合計額（」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第３４条第４項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第

２３条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第３４条第４項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。	２３条　　中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第３４条第４項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。
（一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）	（一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）
１１　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第３５条の２第５項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第３条、第６条、第８条及び第２３条第１項の規定の適用については、第３条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第３５条の２第５項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第２項」とあるのは「法第３１４条の２第２項」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第３５条の２第５項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第２３条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第３５条の２第５項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。	１１　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第３５条の２第５項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第３条、第６条、第８条及び第２３条　　の規定の適用については、第３条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第３５条の２第５項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第２項」とあるのは「法第３１４条の２第２項」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第３５条の２第５項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第２３条　　中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第３５条の２第５項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。
（上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）	（上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）
１２　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第３５条の２の２第５項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第３条、第６条、第８条及び第２３条第１項の規定	１２　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第３５条の２の２第５項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第３条、第６条、第８条及び第２３条　　の規定

の適用については、第３条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第３５条の２の２第５項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第２項」とあるのは「法第３１４条の２第２項」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第３５条の２の２第５項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第２３条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第３５条の２の２第５項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。	の適用については、第３条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第３５条の２の２第５項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第２項」とあるのは「法第３１４条の２第２項」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第３５条の２の２第５項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第２３条　　中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第３５条の２の２第５項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。
（先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）	（先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）
１３　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第３５条の４第４項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第３条、第６条、第８条及び第２３条第１項の規定の適用については、第３条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第３５条の４第４項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第２項」とあるのは「法第３１４条の２第２項」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第３５条の４第４項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第２３条第１項中「及び山林所得金額	１３　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第３５条の４第４項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第３条、第６条、第８条及び第２３条　　の規定の適用については、第３条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第３５条の４第４項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第２項」とあるのは「法第３１４条の２第２項」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第３５条の４第４項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第２３条　　中「及び山林所得金額

」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第３５条の４第４項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。	」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第３５条の４第４項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。
（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）	（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）
１４　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第３３条の３第５項の事業所得又は雑所得を有する場合における第３条、第６条、第８条及び第２３条第１項の規定の適用については、第３条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第３３条の３第５項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第２項」とあるのは「法第３１４条の２第２項」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第３３条の３第５項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第２３条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第３３条の３第５項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。	１４　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第３３条の３第５項の事業所得又は雑所得を有する場合における第３条、第６条、第８条及び第２３条　　の規定の適用については、第３条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第３３条の３第５項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第２項」とあるのは「法第３１４条の２第２項」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第３３条の３第５項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第２３条　　中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第３３条の３第５項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。
（特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）	（特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）
１５　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和３７年法律第１４４号）第８条第２項に規定する特例適用利子等、同法第１２条第５項に規	１５　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和３７年法律第１４４号）第８条第２項に規定する特例適用利子等、同法第１２条第５項に規

定する特例適用利子等又は同法第１６条第２項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第３条、第６条、第８条及び第２３条第１項の規定の適用については、第３条第１項中「山林所得金額の合計額から同条第２項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和３７年法律第１４４号）第８条第２項（同法第１２条第５項及び第１６条第２項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第２３条第１項において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第３１４条の２第２項」と、「山林所得金額の合計額（」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第２３条第１項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

１６　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第８条第４項に規定する特例適用配当等、同法第１２条第６項に規定する特例適用配当等又は同法

定する特例適用利子等又は同法第１６条第２項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第３条、第６条、第８条及び第２３条　　の規定の適用については、第３条第１項中「山林所得金額の合計額から同条第２項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和３７年法律第１４４号）第８条第２項（同法第１２条第５項及び第１６条第２項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第２３条　　において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第３１４条の２第２項」と、「山林所得金額の合計額（」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第２３条　　中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

１６　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第８条第４項に規定する特例適用配当等、同法第１２条第６項に規定する特例適用配当等又は同法

第１６条第３項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第３条、第６条、第８条及び第２３条第１項の規定の適用については、第３条第１項中「山林所得金額の合計額から同条第２項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第８条第４項（同法第１２条第６項及び第１６条第３項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第２３条第１項において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第３１４条の２第２項」と、「山林所得金額の合計額（」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第２３条第１項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

（条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

１７　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和４４年法律第４６号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第３条の２の２第１０項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得

第１６条第３項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第３条、第６条、第８条及び第２３条　　の規定の適用については、第３条第１項中「山林所得金額の合計額から同条第２項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第８条第４項（同法第１２条第６項及び第１６条第３項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第２３条　　において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第３１４条の２第２項」と、「山林所得金額の合計額（」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第２３条　　中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

（条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

１７　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和４４年法律第４６号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第３条の２の２第１０項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得

及び雑所得を有する場合における第３条、第６条、第８条及び第２３条第１項の規定の適用については、第３条第１項中「及び山林所得金額の合計額から同条第２項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和４４年法律第４６号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第３条の２の２第１０項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第３１４条の２第２項」と、「及び山林所得金額の合計額（」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第３条の２の２第１０項に規定する条約適用利子等の額の合計額（」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第３条の２の２第１０項に規定する条約適用利子等の額」と、第２３条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第３条の２の２第１０項に規定する条約適用利子等の額」とする。	及び雑所得を有する場合における第３条、第６条、第８条及び第２３条の規定の適用については、第３条第１項中「及び山林所得金額の合計額から同条第２項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和４４年法律第４６号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第３条の２の２第１０項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第３１４条の２第２項」と、「及び山林所得金額の合計額（」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第３条の２の２第１０項に規定する条約適用利子等の額の合計額（」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第３条の２の２第１０項に規定する条約適用利子等の額」と、第２３条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第３条の２の２第１０項に規定する条約適用利子等の額」とする。
（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）	（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）
１８　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第３条の２の２第１２項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第３条、第６条、第８条及び第２３条第１	１８　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第３条の２の２第１２項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第３条、第６条、第８条及び第２３条

項の規定の適用については、第３条第１項中「及び山林所得金額の合計額から同条第２項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和４４年法律第４６号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第３条の２の２第１２項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第３１４条の２第２項」と、「及び山林所得金額の合計額（」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第３条の２の２第１２項に規定する条約適用配当等の額の合計額（」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第３条の２の２第１２項に規定する条約適用配当等の額」と、第２３条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第３条の２の２第１２項に規定する条約適用配当等の額」とする。	の規定の適用については、第３条第１項中「及び山林所得金額の合計額から同条第２項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和４４年法律第４６号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第３条の２の２第１２項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第３１４条の２第２項」と、「及び山林所得金額の合計額（」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第３条の２の２第１２項に規定する条約適用配当等の額の合計額（」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第３条の２の２第１２項に規定する条約適用配当等の額」と、第２３条　　中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第３条の２の２第１２項に規定する条約適用配当等の額」とする。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

２　この条例による改正後の西条市国民健康保険税条例の規定は、令和４年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和３年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

提案理由

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和３年政令第２５３号）等が施行されたことに伴い、及び国民健康保険税の各納期の負担の平準化を図るため、所要の条例改正を行おうとするものである。

議案第５２号

西条市公共施設使用料減免条例の一部を改正する条例について

西条市公共施設使用料減免条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和４年６月７日提出

西条市長　　玉　井　敏　久

西条市公共施設使用料減免条例の一部を改正する条例

西条市公共施設使用料減免条例（平成１６年西条市条例第１１５号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第２条関係）		別表（第２条関係）	
１、２	（略）	１、２	（略）
		３	西条市こどもの国
３	（略）	４	（略）
４	（略）	５	（略）
５	（略）	６	（略）
６	（略）	７	（略）
７	（略）	８	（略）
８	（略）	９	（略）
９	（略）	１０	（略）
１０	（略）	１１	（略）
１１	（略）	１２	（略）
１２	（略）	１３	（略）
１３	（略）	１４	（略）
１４	（略）	１５	（略）
１５	（略）	１６	（略）
１６	（略）	１７	（略）
１７	（略）	１８	（略）
１８	（略）	１９	（略）
１９	（略）	２０	（略）
２０	（略）	２１	（略）
２１	（略）	２２	（略）
２２	（略）	２３	（略）
２３	（略）	２４	（略）
２４	（略）	２５	（略）
２５	（略）	２６	（略）
２６	（略）	２７	（略）
２７	（略）	２８	（略）

２８	（略）	２９	（略）
２９	（略）	３０	（略）
３０	（略）	３１	（略）
３１	（略）	３２	（略）
３２	（略）	３３	（略）
３３	（略）	３４	（略）
３４	（略）	３５	（略）
３５	（略）	３６	（略）
３６	（略）	３７	（略）
３７	（略）	３８	（略）
３８	（略）	３９	（略）
３９	（略）	４０	（略）
４０	（略）	４１	（略）
４１	（略）	４２	（略）
４２	（略）	４３	（略）
４３	（略）	４４	（略）
４４	（略）	４５	（略）
４５	（略）	４６	（略）
備考　（略）		備考　（略）	

附　則

この条例は、令和４年７月１日から施行する。

提案理由

令和４年７月１日をもって西条市こどもの国設置及び管理条例が廃止されることに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

議案第５３号

西条市福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について

西条市福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和４年６月７日提出

西条市長　　玉　井　敏　久

西条市福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

西条市福祉センター設置及び管理条例（平成１６年西条市条例第１１３号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>
（設置）
第１条　西条市福祉センター（以下「センター」という。）の設置及び管理について必要な事項を定め、元気で幸せに暮らせる社会福祉都市の形成をめざし、市民の福祉の向上を図るため、次の施設を設置する。
<table>
<tr><th>名称</th><th>位置</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td>（略）</td><td></td></tr>
</table>
（休館日）
第３条　センターの休館日は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
(1)　（略）
(2)　西条市東予総合福祉センター<u>　　</u>及び西条市小松地域福祉センター
ア～ウ　（略）
２　（略）
（開館時間）
第４条　センターの開館時間は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
(1)　西条市総合福祉センター<u>及び西条</u>
</td><td>
（設置）
第１条　西条市福祉センター（以下「センター」という。）の設置及び管理について必要な事項を定め、元気で幸せに暮らせる社会福祉都市の形成をめざし、市民の福祉の向上を図るため、次の施設を設置する。
<table>
<tr><th>名称</th><th>位置</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td></td></tr>
<tr><td><u>西条市丹原福祉センター</u></td><td><u>西条市丹原町池田１７３３番地１</u></td></tr>
<tr><td>（略）</td><td></td></tr>
</table>
（休館日）
第３条　センターの休館日は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
(1)　（略）
(2)　西条市東予総合福祉センター<u>、西条市丹原福祉センター</u>及び西条市小松地域福祉センター
ア～ウ　（略）
２　（略）
（開館時間）
第４条　センターの開館時間は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
(1)　西条市総合福祉センター<u>、西条市</u>
</td></tr>
</table>

<table>
<tr>
<td>
市東予総合福祉センター　午前８時３０分から午後１０時まで
(2)　（略）
２　（略）
別表（第６条、第１４条関係）
１、２　（略）
</td>
<td>
東予総合福祉センター及び西条市丹原福祉センター　午前８時３０分から午後１０時まで
(2)　（略）
２　（略）
別表（第６条、第１４条関係）
１、２　（略）
３　西条市丹原福祉センター使用料
<table>
<tr><th>施設区分</th><th>５時間未満
円</th><th>５時間以上
１日
円</th></tr>
<tr><td>大会議室</td><td>３，０００</td><td>４，０００</td></tr>
<tr><td>小会議室</td><td>２，０００</td><td>３，０００</td></tr>
</table>
備考
１　使用者が入場料又はこれに類するものを徴収する場合の使用料は、当該使用料の５割を加算する。
２　冷暖房を使用するときは、使用料の５割を加算する。
３　使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含む。
</td>
</tr>
</table>

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和４年８月１日から施行する。

（西条市公共施設使用料減免条例の一部改正）

２　西条市公共施設使用料減免条例（平成１６年西条市条例第１１５号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に揚げる規定を同表の改正後の欄に揚げる規定に下線で示すように改正する。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>別表（第２条関係）
<table><tr><td>１～３６</td><td>（略）</td></tr></table></td><td>別表（第２条関係）
<table><tr><td>１～３６</td><td>（略）</td></tr></table></td></tr>
</table>

３７	（略）
３８	（略）
３９	（略）
４０	（略）
４１	（略）
４２	（略）
４３	（略）
４４	（略）

備考　（略）

３７	西条市丹原福祉センター
３８	（略）
３９	（略）
４０	（略）
４１	（略）
４２	（略）
４３	（略）
４４	（略）
４５	（略）

備考　（略）

（経過措置）

３　この条例の施行の日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

令和４年７月末をもって、西条市丹原福祉センターの運営を終了することに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

議案第５４号

西条市保健センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について

西条市保健センター設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和４年６月７日提出

西条市長　　玉　井　敏　久

西条市保健センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

西条市保健センター設置及び管理条例（平成１６年西条市条例第１３８号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>
（設置）
第１条　市民の健康づくりを推進するため、市民の健康相談、健康教育、健康診査等の保健サービスを総合的に行うとともに、市民の自主的な保健活動の場に資することを目的とし、次のとおり保健センターを設置する。
<table>
<tr><th>名称</th><th>位置</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td></td></tr>
<tr><td>西条市丹原保健センター</td><td>西条市丹原町池田１７３３番地１</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td></td></tr>
</table>
（使用者の範囲）
第２条　保健センター（西条市丹原保健センターを除く。以下第８条を除き同じ。）を使用できる者は、次に掲げるものとする。
(1)、(2)　（略）
（損害賠償の義務）
第８条　使用者（この条において単に入館する者も含む。）は、保健センターの施設、設備、備品等を損傷し、又は滅失したときは、遅滞なくその旨を市長に届け出て、その指示に従い、損害を賠償しなければならない。
</td><td>
（設置）
第１条　市民の健康づくりを推進するため、市民の健康相談、健康教育、健康診査等の保健サービスを総合的に行うとともに、市民の自主的な保健活動の場に資することを目的とし、次のとおり保健センターを設置する。
<table>
<tr><th>名称</th><th>位置</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td></td></tr>
<tr><td>西条市丹原保健センター</td><td>西条市丹原町池田１７６２番地４</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td></td></tr>
</table>
（使用者の範囲）
第２条　保健センター＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿を使用できる者は、次に掲げるものとする。
(1)、(2)　（略）
（損害賠償の義務）
第８条　使用者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿は、保健センターの施設、設備、備品等を損傷し、又は滅失したときは、遅滞なくその旨を市長に届け出て、その指示に従い、損害を賠償しなければならない。
</td></tr>
</table>

附　則

この条例は、令和４年８年１月から施行する。

提案理由

令和４年８月１日に西条市丹原保健センターを西条市丹原サービスセンター内に移転するため、所要の条例改正を行おうとするものである。

報告第３号

令和３年度西条市繰越明許費繰越計算書について

令和３年度西条市繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１４６条第２項の規定により、報告する。

令和４年６月７日提出

西条市長　　玉　井　敏　久

別紙　　令和３年度　西条市繰越明許費繰越計算書

（一般会計）

番号	款	項	事　業　名	金　額	翌年度繰越額
				円	円
1	2　総務費	3　戸籍住民基本台帳費	個人番号カード等交付事業	4,911,000	4,911,000
2	3　民生費	1　社会福祉費	高齢者施設新規入所者ＰＣＲ検査助成事業	400,000	400,000
3			住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給事業	1,853,344,000	917,257,000
4		2　児童福祉費	私立保育所児童運営事業	64,388,000	53,268,000
5	6　農林水産業費	1　農業費	団体営基盤整備促進調査設計事業	5,223,000	5,223,000
6			団体営震災対策農業水利施設整備事業	68,100,000	68,100,000
7			ため池豪雨災害緊急対策事業	19,490,000	8,614,000
8		2　林業費	森林経営管理推進事業	32,500,000	7,290,000
9			木材産業国際競争力強化対策事業	186,537,000	186,537,000
10			林道点検診断・保全整備事業	5,372,000	3,150,000
11		3　水産業費	漁港施設ストックマネジメント事業	22,770,000	22,770,000
12	8　土木費	1　土木管理費	木造住宅耐震改修事業	14,980,000	10,700,000
13		2　道路橋りょう費	橋りょう耐震化事業	4,816,000	1,695,000
14			楠浜北条線道路改良事業	114,437,000	99,711,000
15			北条新田高松線道路改良事業	157,617,000	144,024,000

左の財源内訳					説明
既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源	
	国県支出金	市債	その他		
円	円	円	円	円	
0	4,911,000	0	0	0	補助事業の交付決定が遅れたため。
0	200,000	0	0	200,000	国の事業繰越のため。
0	917,257,000	0	0	0	補助事業の交付決定が遅れたため。
0	53,268,000	0	0	0	補助事業の交付決定が遅れたため。
0	4,500,000	0	0	723,000	補助事業の交付決定が遅れたため。
0	68,100,000	0	0	0	関係機関との協議等に不測の日数を要したため。
0	0	8,500,000	0	114,000	関係機関との協議等に不測の日数を要したため。
0	0	0	7,290,000	0	関係機関との協議等に不測の日数を要したため。
0	186,537,000	0	0	0	補助事業の交付決定が遅れたため。
0	2,794,000	300,000	0	56,000	台風災害の影響のため。
0	11,385,000	10,200,000	0	1,185,000	関係機関との協議等に不測の日数を要したため。
0	7,500,000	0	0	3,200,000	補助金交付先の事業に不測の日数を要したため。
0	931,000	600,000	0	164,000	工事委託先の契約事務において不測の日数を要したため。
0	54,817,000	42,600,000	0	2,294,000	用地交渉において不測の日数を要したため。
0	79,196,000	61,500,000	0	3,328,000	関係機関との協議等に不測の日数を要したため。

別紙　　令和３年度　西条市繰越明許費繰越計算書

（一般会計）

番号	款	項	事　業　名	金　額	翌年度繰越額
				円	円
16			下田明理川線道路改良事業	95,922,000	87,669,000
17			橋りょう長寿命化事業	39,837,000	37,253,000
18			通学路等の緊急安全対策事業	5,200,000	5,200,000
19	10　教育費	2　小学校費	小学校管理費（新型コロナウイルス感染症対策）	26,550,000	26,550,000
20			小学校教育振興一般管理費（新型コロナウイルス感染症対策）	4,598,000	4,598,000
21		3　中学校費	中学校管理費（新型コロナウイルス感染症対策）	11,250,000	11,250,000
22			中学校教育振興一般管理費（新型コロナウイルス感染症対策）	2,090,000	2,090,000
23		4　幼稚園費	私立幼稚園施設型給付事業	3,892,000	3,231,000
24	11　災害復旧費	2　公共土木施設災害復旧費	道路橋りょう災害復旧事業（令和３年台風１４号災）	17,935,000	10,895,000
合　計				2,762,159,000	1,722,386,000

左の財源内訳					説明
既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源	
	国県支出金	市債	その他		
円	円	円	円	円	
0	48,212,000	37,400,000	0	2,057,000	関係機関との協議等に不測の日数を要したため。
0	19,896,000	14,600,000	0	2,757,000	関係機関との協議等に不測の日数を要したため。
0	2,200,000	0	0	3,000,000	補助事業の交付決定が遅れたため。
0	13,275,000	0	0	13,275,000	補助事業の交付決定が遅れたため。
0	2,299,000	0	0	2,299,000	補助事業の交付決定が遅れたため。
0	5,625,000	0	0	5,625,000	補助事業の交付決定が遅れたため。
0	1,045,000	0	0	1,045,000	補助事業の交付決定が遅れたため。
0	3,231,000	0	0	0	補助事業の交付決定が遅れたため。
0	7,058,000	3,600,000	0	237,000	関係機関との協議等に不測の日数を要したため。
0	1,494,237,000	179,300,000	7,290,000	41,559,000	

関係法令

地方自治法施行令

（繰越明許費）

第１４６条　（略）

２　普通地方公共団体の長は、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の５月３１日までに繰越計算書を調製し、次の会議においてこれを議会に報告しなければならない。

３　（略）

報告第４号

令和３年度西条市水道事業会計予算繰越計算書について

令和３年度西条市水道事業会計に係る支出予算の経費を別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第２６条第３項の規定により、報告する。

令和４年６月７日提出

西条市長　　玉　井　敏　久

別紙　　令和３年度　西条市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第２６条第１項の規定による建設改良費の繰越額

番号	款	項	事　業　名	予算計上額	支払義務 発 生 額	翌年度 繰越額
				円	円	円
1	1　資本的支出	1　建設改良費	新設工事費	350,157,000	213,788,000	133,141,000
合			計	350,157,000	213,788,000	133,141,000

左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
企業債	工事負担金	損益勘定留保資金			
円 83,500,000	円	円 49,641,000	円 3,228,000	円 0	配水池築造工事について、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、必要資材の生産に遅れが生じたため。
83,500,000	0	49,641,000	3,228,000	0	

関係法令

地方公営企業法

（予算の繰越）

第２６条　予算に定めた地方公営企業の建設又は改良に要する経費のうち、年度内に支払義務が生じなかったものがある場合においては、管理者は、その額を翌年度に繰り越して使用することができる。

２　（略）

３　前２項の規定により予算を繰り越した場合においては、管理者は、地方公共団体の長に繰越額の使用に関する計画について報告をするものとし、報告を受けた地方公共団体の長は、次の会議においてその旨を議会に報告しなければならない。

報告第５号

令和３年度西条市病院事業会計予算繰越計算書について

令和３年度西条市病院事業会計に係る支出予算の経費を別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第２６条第３項の規定により、報告する。

令和４年６月７日提出

西条市長　　玉　井　敏　久

別紙　　令和３年度　西条市病院事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第２６条第１項の規定による建設改良費の繰越額

番号	款	項	事　業　名	予算計上額	支払義務 発 生 額	翌年度 繰越額
				円	円	円
1	1　資本的支出	2　建設改良費	電子カルテシステム更新工事	149,729,800	0	149,729,800
合			計	149,729,800	0	149,729,800

左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
企業債	工事負担金	損益勘定留保資金			
円 149,700,000	円 0	円 29,800	円 0	円 0	半導体等の世界的な資材不足による関係工事の遅れが生じたため。
149,700,000	0	29,800	0	0	

関係法令

地方公営企業法

（予算の繰越）

第２６条　予算に定めた地方公営企業の建設又は改良に要する経費のうち、年度内に支払義務が生じなかったものがある場合においては、管理者は、その額を翌年度に繰り越して使用することができる。

２　（略）

３　前２項の規定により予算を繰り越した場合においては、管理者は、地方公共団体の長に繰越額の使用に関する計画について報告をするものとし、報告を受けた地方公共団体の長は、次の会議においてその旨を議会に報告しなければならない。

報告第６号

令和３年度西条市公共下水道事業会計継続費繰越計算書について

令和３年度西条市公共下水道事業会計に係る支出予算の経費を別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方公営企業法施行令（昭和２７年政令第４０３号）第１８条の２第１項の規定により、報告する。

令和４年６月７日提出

西条市長　　玉　井　敏　久

別紙　　令和３年度　西条市公共下水道事業会計継続費繰越計算書

番号	款	項	事　業　名	継続費の総　額	令和3年度継続費予算現額		
					予算計上額	前年度逓次繰越額	計
				円	円	円	円
1	1　資本的支出	1　建設改良費	三津屋ポンプ場新設工事委託料	1,006,100,000	361,200,000	130,000,000	491,200,000
合　　計				1,006,100,000	361,200,000	130,000,000	491,200,000

支払義務発生額	残額	翌年度逓次繰越額	翌年度逓次繰越額に係る財源内訳			翌年度逓次繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額
			国庫補助金	企業債	損益勘定留保資金等	
円	円	円	円	円	円	円
233,200,000	258,000,000	258,000,000	129,000,000	116,100,000	12,900,000	0
233,200,000	258,000,000	258,000,000	129,000,000	116,100,000	12,900,000	0

関係法令

地方公営企業法施行令

（継続費）

第１８条の２　地方公営企業の継続費に係る毎事業年度の支出予定額のうち、当該事業年度内に支払義務が生じなかったものがある場合においては、管理者は、その額を継続年度の終わりまで逓次繰り越して使用することができる。この場合においては、管理者は、地方公共団体の長に、継続費繰越額の使用に関する計画について、継続費繰越計算書をもって翌事業年度の５月３１日までに報告するものとし、報告を受けた地方公共団体の長は、次の会議においてその旨を議会に報告しなければならない。

２、３　（略）

報告第７号

令和３年度西条市公共下水道事業会計予算繰越計算書について

令和３年度西条市公共下水道事業会計に係る支出予算の経費を別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第２６条第３項の規定により、報告する。

令和４年６月７日提出

西条市長　　玉　井　敏　久

別紙　　令和３年度　西条市公共下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第２６条第１項の規定による建設改良費の繰越額

番号	款	項	事　業　名	予算計上額	支払義務 発 生 額	翌年度 繰越額
				円	円	円
1	1　資本的支出	1　建設改良費	管渠改良事業	54,474,000	17,307,178	31,300,000
2			ポンプ場建設事業	88,800,000	44,700,000	44,100,000
3			ポンプ場改良事業	35,240,000	14,460,000	20,780,000
4			処理場改良事業	263,739,000	106,538,000	145,875,000
合			計	442,253,000	183,005,178	242,055,000

左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
国庫補助金	企業債	損益勘定留保資金等			
円 15,000,000	円 13,000,000	円 3,300,000	円 5,866,822	円 0	国の１次補正を受け、令和４年西条市議会第２回３月定例会にて補正予算を計上したため。
22,050,000	19,800,000	2,250,000	0	0	仮設工法の変更に不測の日数を要したため。
10,390,000	7,200,000	3,190,000	0	0	国の１次補正を受け、令和４年西条市議会第２回３月定例会にて補正予算を計上したため。
78,489,000	57,400,000	9,986,000	11,326,000	0	入札不調により契約締結に不測の日数を要したため。
125,929,000	97,400,000	18,726,000	17,192,822	0	

関係法令

地方公営企業法

（予算の繰越）

第２６条　予算に定めた地方公営企業の建設又は改良に要する経費のうち、年度内に支払義務が生じなかったものがある場合においては、管理者は、その額を翌年度に繰り越して使用することができる。

２　（略）

３　前２項の規定により予算を繰り越した場合においては、管理者は、地方公共団体の長に繰越額の使用に関する計画について報告をするものとし、報告を受けた地方公共団体の長は、次の会議においてその旨を議会に報告しなければならない。

報告第８号

西条市土地開発公社の経営状況について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４３条の３第２項の規定により、西条市土地開発公社の経営状況を説明する書類を別冊のとおり提出する。

令和４年６月７日提出

西条市長　　玉　井　敏　久

関係法令

地方自治法

（財政状況の公表等）

第２４３条の３　（略）

２　普通地方公共団体の長は、第２２１条第３項の法人について、毎事業年度、政令で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない。

３　（略）

報告第９号

公益財団法人佐伯記念育英会の経営状況について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４３条の３第２項の規定により、公益財団法人佐伯記念育英会の経営状況を説明する書類を別冊のとおり提出する。

令和４年６月７日提出

西条市長　　玉　井　敏　久

関係法令

地方自治法

（財政状況の公表等）

第２４３条の３　（略）

２　普通地方公共団体の長は、第２２１条第３項の法人について、毎事業年度、政令で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない。

３　（略）

報告第１０号

株式会社西条産業情報支援センターの経営状況について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４３条の３第２項の規定により、株式会社西条産業情報支援センターの経営状況を説明する書類を別冊のとおり提出する。

令和４年６月７日提出

西条市長　　玉　井　敏　久

関係法令

地方自治法

（財政状況の公表等）

第２４３条の３　（略）

２　普通地方公共団体の長は、第２２１条第３項の法人について、毎事業年度、政令で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない。

３　（略）

報告第１１号

株式会社ソラヤマいしづちの経営状況について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４３条の３第２項の規定により、株式会社ソラヤマいしづちの経営状況を説明する書類を別冊のとおり提出する。

令和４年６月７日提出

西条市長　　玉　井　敏　久

関係法令

地方自治法

（財政状況の公表等）

第２４３条の３　（略）

２　普通地方公共団体の長は、第２２１条第３項の法人について、毎事業年度、政令で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない。

３　（略）

報告第１２号

権利の放棄について

西条市債権管理条例（平成２８年西条市条例第１号）第１６条の規定により、非強制徴収債権について権利を放棄したので、同条例第１７条の規定により、次のとおり報告する。

令和４年６月７日提出

西条市長　　玉　井　敏　久

１　放棄した債権の内容

令和３年度以前に時効期間を経過した医業未収金のうち、時効援用の申出がなく、西条市債権管理条例第１６条第５号の債権放棄事由に該当する債権

２　放棄した債権額等一覧

西条市立周桑病院における医業未収金

放棄事由	件　数	債権額（円）
第５号（死亡・相続人不存在等）	１	９４３，８９１
合　計	１	９４３，８９１

３　債権を放棄した日

令和４年３月３１日

提案理由

西条市立周桑病院における医業未収金債権の回収が著しく困難又は不能であると認められるため、西条市債権管理条例第１６条の規定により権利を放棄したので、同条例第１７条の規定により、議会に報告するものである。

関係法令

西条市債権管理条例

（債権の放棄）

第１６条　市長は、非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該非強制徴収債権及びこれに係る損害賠償金等に係る債権を放棄することができる。ただし、当該非強制徴収債権について、債務者と共に債務を負担する者その他弁済の責任を負うべき他の者があり、それらの者が次の各号のいずれにも該当しないときは放棄することはできない。

(1)～(4)　（略）

(5) 債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合、相続人全員が相続放棄した場合、又は相続人が存在しない場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに他の優先して弁済を受ける市の債権及び市以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。

(6)～(9)　（略）

（報告）

第１７条　市長は、前条の規定により債権を放棄したときは、規則で定めるところにより議会に報告しなければならない。

報告第１３号

権利の放棄について

西条市債権管理条例（平成２８年西条市条例第１号）第１６条の規定により、非強制徴収債権について権利を放棄したので、同条例第１７条の規定により、次のとおり報告する。

令和４年６月７日提出

西条市長　　玉　井　敏　久

１　放棄した債権の内容

住宅新築資金等貸付事業により貸し付けた住宅新築資金貸付金及びその利息で、西条市債権管理条例第１６条第２号の債権放棄事由に該当する債権

２　放棄した債権の額

２，８２０，７５２円

３　債権を放棄した日

令和３年８月２５日

提案理由

住宅新築資金等貸付事業により貸し付けた住宅新築資金貸付金の債権の回収が著しく困難又は不能であると認められるため、西条市債権管理条例第１６条の規定により権利を放棄したので、同条例第１７条の規定により、議会に報告するものである。

関係法令

西条市債権管理条例

（債権の放棄）

第１６条　市長は、非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該非強制徴収債権及びこれに係る損害賠償金等に係る債権を放棄することができる。ただし、当該非強制徴収債権について、債務者と共に債務を負担する者その他弁済の責任を負うべき他の者があり、それらの者が次の各号のいずれにも該当しないときは放棄することはできない。

(1)　（略）

(2) 破産法（平成１６年法律第７５号）第２５３条第１項、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第２０４条第１項その他の法令の規定により、債務者がその責任を免れたとき。

(3)～(9)　（略）

（報告）

第１７条　市長は、前条の規定により債権を放棄したときは、規則で定めるところにより議会に報告しなければならない。

報告第１４号

権利の放棄について

西条市債権管理条例（平成２８年西条市条例第１号）第１６条の規定により、非強制徴収債権について権利を放棄したので、同条例第１７条の規定により、次のとおり報告する。

令和４年６月７日提出

西条市長　　玉　井　敏　久

１　放棄した債権の内容

令和３年度以前に時効期間を経過した水道料金のうち、時効援用の申出がなく、西条市債権管理条例第１６条各号の債権放棄事由に該当する債権

２　放棄した債権額等一覧

上水道料金

放棄事由	件　数	債権額（円）
第１号（生活困窮）	１	８，７９３
第５号（死亡・相続人不存在等）	３４	１２６，３００
第７号（行方不明等）	５	３４，０８１
合　計	４０	１６９，１７４

３　債権を放棄した日

令和４年３月３１日

提案理由

水道料金債権の回収が著しく困難又は不能であると認められるため、西条市債権管理条例第１６条の規定により権利を放棄したので、同条例第１７条の規定により、議会に報告するものである。

関係法令

西条市債権管理条例

（債権の放棄）

第１６条　市長は、非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該非強制徴収債権及びこれに係る損害賠償金等に係る債権を放棄することができる。ただし、当該非強制徴収債権について、債務者と共に債務を負担する者その他弁済の責任を負うべき他の者があり、それらの者が次の各号のいずれにも該当しないときは放棄することはできない。

(1) 債務者が生活困窮状態（生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）の規定による保護を受け、又はこれに準ずる状態をいう。）にあり、資力の回復が困難で、相当の期間を経ても履行の見込みがないと認められるとき。

(2)～(4)　（略）

(5) 債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合、相続人全員が相続放棄した場合、又は相続人が存在しない場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに他の優先して弁済を受ける市の債権及び市以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。

(6)　（略）

(7) 債務者が失踪、行方不明その他これに準ずる状態にあり、非強制徴収債権の徴収の見込みがないと認められるとき。

(8)、(9)　（略）

（報告）

第１７条　市長は、前条の規定により債権を放棄したときは、規則で定めるところにより議会に報告しなければならない。

報告第１５号

権利の放棄について

西条市債権管理条例（平成２８年西条市条例第１号）第１６条の規定により、非強制徴収債権について権利を放棄したので、同条例第１７条の規定により、次のとおり報告する。

令和４年６月７日提出

西条市長　　玉　井　敏　久

１　放棄した債権の内容

平成１７年４月から平成２０年１月までの旧庁舎別館地下食堂の不法占有により発生した庁舎使用料及び光熱水費に係る損害賠償金等で、時効援用の申出がなく、西条市債権管理条例第１６条第６号の債権放棄事由に該当する債権

２　放棄した債権額

元金２，５８５，９０３円及び遅延損害金

３　債権を放棄した日

令和４年１月１９日

提案理由

損害賠償金等の債権の回収が著しく困難又は不能であると認められるため、西条市債権管理条例第１６条の規定により権利を放棄したので、同条例第１７条の規定により、議会に報告するものである。

関係法令

西条市債権管理条例

（債権の放棄）

第１６条　市長は、非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該非強制徴収債権及びこれに係る損害賠償金等に係る債権を放棄することができる。ただし、当該非強制徴収債権について、債務者と共に債務を負担する者その他弁済の責任を負うべき他の者があり、それらの者が次の各号のいずれにも該当しないときは放棄することはできない。

(1)～(5)　（略）

(6) 私債権の消滅時効に係る時効期間が満了したにもかかわらず、債務者が時効を援用するかどうかの意思を示さないとき。

(7)～(9)　（略）

（報告）

第１７条　市長は、前条の規定により債権を放棄したときは、規則で定めるところにより議会に報告しなければならない。